

日本介護美容協会 介護美容ガイドライン

(2026年7月7日付)

本ガイドラインの位置付けと運用指針

本ガイドラインは、日本介護美容協会（以下「本協会」という）が、介護現場における美容ケアの質の向上と安全性の確保を目的に策定したものです。

1. 活動範囲の定義と法的・倫理的境界の明確化

本指針は、介護美容提供者が活動できる活動範囲を示すと同時に、医療行為や身体介助との境界線、および公衆衛生上の遵守事項といった法的・倫理的境界を明確化することで、利用者と提供者の双方が安心して美容ケアを享受・実施できる環境を整備することを目的としています。

2. 介護美容従事者としての行動規範

本ガイドラインに記された事項は、単なる技術指針に留まらず、高齢者や障害をお持ちの方の尊厳を守るための行動規範です。提供者は、常に本指針に立ち返り、関係する医師、看護師、介護職、リハビリ専門職（PT・OT・ST）、管理栄養士、ケアマネジャーなどの専門職と連携しながら、自らの判断と行為に責任を持って取り組むことが求められます。

著作権および知的財産権について

Copyright © 2026 Japan Care Beauty Association. All Rights Reserved.

本ガイドラインに掲載されている全ての文章、図表、デザイン等の著作権は、本協会に帰属します。コピーライト（著作権表示）を付している意図は以下の通りです。

1. 情報の信頼性と同一性の保持

介護美容に関する正しい知識と倫理観が、改ざんや誤解を招く形での流出を防ぎ、常に本協会が提唱する高い水準で情報が共有されることを保証するため。

2. 不適切な商業利用の制限

本ガイドラインは介護美容の普及と発展のために作成された公的な指針であり、本協会の許可なく無断で転載、複製、販売、または特定の営利目的で二次利用することを禁止するため。

3. 知的財産としての保護

介護美容という新しい専門領域の確立に向けて、本協会が積み上げてきた知見やノウハウを法的に保護し、業界全体の向上を図るため。

引用または教育目的等での使用を希望される場合は、事前に本協会の事務局まで申請を行い、承認を得るものとします。

目次

1. はじめに
 2. 適用範囲および目的
 3. 引用・参照文書
 4. 用語の定義
 5. 基本要件および遵守事項
 - 5.1 法令遵守と事業運営の基本要件
 - 5.2 サービス提供内容の明示と契約
 - 5.3 実施体制および運営管理(事業者の場合)
 - 5.4 感染症予防および衛生管理
 - 5.5 倫理・安全配慮と高齢者尊重
 - 5.6 多様な心身状態への配慮
 6. サービス分野別ガイドライン
 - 6.1 ネイルサービス(手足の爪ケア)
 - 6.2 ネイルカラー
 - 6.3 エステティックサービス(アロマセラピー含む)
 - 6.4 フットケアサービス(足部のケア)
 - 6.5 メイクサポートサービス
 - 6.6 訪問理容・美容サービス
 7. 教育・研修および認定制度との整合
- 附属書1: 関連法令・通知一覧

1. はじめに

本ガイドラインは、介護現場で美容ケアを提供する上での最大限広い活動範囲を示しつつ、同時に遵守すべき法的・倫理的境界を明確化したものです。本協会では、介護美容を単なる外見の整容や技術提供ではなく、美容という手段を通じて、日常生活の中の心地よさや「その人らしさ」を支える「生活支援としてのケア」と位置付けています。高齢者に対する美容施術は、適切に行えば身体的清潔の保持のみならず、心の潤いと生活意欲の向上につながる重要なケアです。近年、介護現場における美容ケア(スキンケア、化粧、ネイル等)の有用性が広く認知されるようになり、全国の高齢者施設や通所介護(デイサービス)等の現場で自費(保険外)サービスやレクリエーションとして導入する事例が急速に拡大しており、美容の持つポジティブな力を、介護の現場にも根付かせていくことが期待されます。

そのためには、本ガイドラインに沿った安全・安心なサービス提供が不可欠です。国家資格を持たない介護美容従事者であっても、正しい知識と技術、そして倫理観を備えれば、多くの美容ケアを提供できます。逆に言えば、無知や不注意から一線を越えた行為をすれば利用者の健康を損ねたり法令違反となったりするリスクもあります。ガイドラインを常に念頭に置き、チームで支え合いながら質の高い介護美容サービスが提供されることを願っています。

高齢者が美しく、そして笑顔で暮らせる社会を実現するために、介護と美容の橋渡し役としての介護美容従事者の役割はますます重要になります。本協会は本ガイドラインをもとに、介護美容サービスの質の維持向上と人材育成に努めてまいります。本ガイドラインが現場で広く活用され、利用者・ご家族・介護者すべてにとって価値ある美容ケアが展開されることを願っています。

2. 適用範囲および目的

本ガイドラインは、本協会に所属または関与する介護美容従事者およびその所属組織(介護施設や訪問介護事業者等)を対象に、介護施設や在宅(訪問介護)の現場で提供可能な美容関連施術の範囲と基準を定めるものです。美容という手段を通じて、日常生活の中の心地よさやその人らしさを支える「生活支援としてのケア」の普及を図り、利用者が尊厳を持って自分らしく暮らすことを美容面から支援することを目指します。一方、介護美容は国家資格ではないため、介護美容の従事者が、法的解釈、医学的理解、医療・非医療領域の理解に基づき安全かつ安心に提供できる美容サービスの範囲を、可能な限り広く明確化することを目的としています。

本ガイドラインの構成および章立ては、全国訪問理美容協議会『訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン(GL-002:2021)』の形式に準拠しています。ガイドライン内では、訪問理容・美容(理髪・ヘアカット等)、ネイルケア、エステティック(アロマセラピー等を含む美容施術)、フットケア、メイクサポートの5分野について、それぞれ介護施設内および利用者宅における提供を想定した施術可能範囲と留意事項を示します。また、関連する法令(医師法、理容師法、美容師法、薬機法、介護保険法等)における医行為との線引きを明確にし、非医療従事者でも継続的に提供できる安全・安心な技術とサービス内容を提示します。さらに、高齢者への心理的・身体的影響に配慮した施術設計とケアの在り方について、エビデンスがある場合はその根拠を盛り込みます。

本ガイドラインは、本協会が将来的に運用を計画する介護美容従事者の認定制度およびその研修要件に整合される内容であり、介護美容従事者の育成・認定の基準としても活用されます。

3. 引用・参考文献

本ガイドライン作成にあたり、以下の文書・法令・通知等を参照しております。

- 第25回 日本認知症ケア学会大会 2024/06/16 10:00~11:00 施設ケアデータに基づく介護美容の有効性の検証
- 全国訪問理美容協議会「訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン (GL-002:2021)」
- 厚生労働省「医師法第17条等の解釈について」(平成17年通知)
- 経済産業省「グリーゾーン解消制度」によるフットケアに関する明確化内容(平成29年)
- 厚生労働省「美容師法の概要」「理容師法の概要」
- 厚生労働省「出張理容・出張美容の衛生管理要領について」(平成19年10月4日制定。令和8年3月26日一部改正)
- 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」および「高齢者福祉施設等における感染症対策ガイドライン」

4. 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語を以下のように定義します。

- **介護美容サービス**: 高齢者や要介護者に対し、身体的介護の範囲内で提供される美容に関するケア全般を指します。美容師・理容師などの国家資格保有者の実施する訪問理容・美容サービスに加え、ネイル・エステティック・フットケア・メイクサポート等、国家資格を持たない者でも提供可能な非医療・非侵襲な美容施術を含みます。介護美容は高齢者の身だしなみ保持や気分の向上、QOL向上を目的とし、介護現場における新たな付加サービスとして位置付けられます。
- **介護美容従事者**: 介護美容のサービス提供に従事する者のことです。本ガイドラインでは特に理容師免許・美容師免許など国家資格を保持しているか否かにかかわらず、所定の介護美容研修を修了し、高齢者への美容ケア技能と介護知識を持つ人材を指します(一般に「ケアビューティスト」等と称されることもあります)。介護職員(介護福祉士等)や看護職員が兼ねる場合、および美容有資格者であっても介護現場で従事する場合も含みます。
- **訪問理容・美容サービス**: 施設入所者または在宅の利用者に対し、出張の形で提供するヘアケア全般(カット、整髪、洗髪、髭剃り等)に関するサービスです。ヘアサービスの提供は理容師・美容師の国家資格保持者が実施しなければなりません。また、出張理容・出張美容の対象は「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」等(理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条)であり、訪問理美容を行う際は、各都道府県および保健所が定める「出張理美容に関する衛生管理要領」に留意し、適切な届出のもとで業を行う必要があります。
- **ネイルサービス**: 高齢者の手指・足指の爪のケア全般を指します。具体的には爪切り、ヤスリがけ、甘皮処理、爪表面の清掃・磨き、保湿、マニキュア等の爪のおしゃれ(希望がある場合)を含みます。医療行為に当たらない日常生活上のケアとして位置付けられ、爪やその周囲に異常がない場合の爪切り等が該当します。

- **エステティックサービス(アロマセラピー含む)**: 高齢者に対する美容的な施術で、リラクゼーションや身だしなみの向上を図るものです。フェイシャルケア(洗顔、保湿、簡単なトリートメント)、メイク(化粧)、アロマオイルを用いたハンド・フットトリートメントやリラクセス施術、その他高齢者向けの美容レクリエーション(スキンケア指導や表情筋トレーニングを兼ねたメイクアップなど)を含みます。国家資格が必要な「あん摩マッサージ指圧」「治療的マッサージ」等とは異なり、美容またはリラクゼーション目的の軽微な施術のみを対象とします。
- **フットケアサービス**: 足部(足趾・足裏・足全体)のケアを指します。具体的には足浴(足湯)、爪切り・爪やすりによる足趾爪のケア、軽度な角質肥厚への対応(ヤスリや電動グラインダーでの削り)、保湿クリーム塗布、足の清拭・清潔ケア、軽い足のトリートメント(医療類似行為と見なされない範囲でのもの)などを含みます。糖尿病等の疾患による専門管理が必要ない場合に提供可能な日常的足ケアです。
- **医行為(医療行為)**: 医師法第17条に定められた、医師または特定の有資格者のみが行える診療・治療行為を指します。本ガイドラインの文脈では、非医療従事者である介護美容従事者が行ってはならない行為を意味し、侵襲性の高い処置や疾病の治療行為、医薬品・医療機器を用いた処置などが該当します。例えば、深爪による外科的処置や巻き爪の外科的な処置、皮膚疾患の治療を目的とした処置、医薬品の投与などが含まれます。

以上の用語を理解した上で、以下に具体的なガイドラインの要求事項および各サービス分野での基準を示します。

5. 基本要件および遵守事項

5.1 法令遵守と事業運営の基本要件

介護美容従事者および事業運営会社(介護施設や訪問介護事業者等)に所属する介護美容従事者は、関連する法令・規制を遵守して活動しなければなりません。具体的には以下の法令等を常に念頭に置き、違反のないようサービス提供を行います。

- **理容師法・美容師法**: 利用者に対し髪を切る、パーマ・染毛を施す、顔剃りを行うなどの理美容行為を業として行うには国家資格が必要です。無資格でこれらを反復・継続の意思をもって行うことは、有償・無償を問わず法律違反(美容師法第18条第1項の罰則規定・理容師法第15条による罰則規定、30万円以下の罰金)となります。介護美容従事者は、理容師・美容師法の規定に抵触しない範囲でのみサービスを行うことが求められます。
- **医師法**: 医師以外は医業(診察・治療行為)を行ってはならず、これに違反する行為は厳禁です。(医師法第31条による罰則規定、3年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金、又はこれの併科)。爪や皮膚のケアであっても、疾病の治療や症状の診断行為に及ぶことはできません。特に、利用者の身体状況に医療的管理が必要な場合(例: 重度の糖尿病による足の状態など)は美容目的であっても医療従事者に委ねます。
- **あん摩マッサージ指圧師等に関する法律(あはき法)**: 国家資格の未取得者があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの行為を業として行うことを禁じています。(あはき法第13条の7による罰則規定、50万円以下の罰金)。したがって、あはき法で規制されるあ

ん摩マッサージ等に該当しないように注意をする必要があります。介護美容従事者は、利用者への接触を伴う施術が治療的マッサージと見做されないよう注意し、あくまで美容・リラクゼーションの範囲に留めます。

- **薬機法（医薬品医療機器等法）**：美容目的で使用する製品（化粧品、機器等）は薬機法の範囲内で認められたもののみを使用します。医薬品や医療機器として承認されていないものを医療効果があるように謳って使用することは違法行為となります。また、消毒剤や衛生用品は適切に取り扱い、薬機法に従った表示・保管・使用を行う必要があります。
- **介護保険法**：介護保険施設や訪問介護等のサービス提供時間中に美容ケアを行う場合、介護保険制度の枠組みを正しく理解し、運営規定に抵触しないよう留意しなければなりません。原則として、本ガイドラインが定める美容施術（理美容・ネイル・エステ等）は介護保険給付の対象外（全額自己負担）となります。そのため、サービス提供にあたっては「介護保険サービス」と「保険外（自費）サービス」の時間・費用・内容を明確に区分し、ケアプランや通所介護計画等との整合性を保つ必要があります。また、利用者の自立支援やQOL向上に資する視点を持ち、ケアマネジャーや施設担当者と密に連携して、適切なプロセスで提供されなければなりません。
- **個人情報保護法**：サービス提供にあたり知り得た利用者の個人情報（美容施術の記録や身体状況に関する情報等）は適切に管理し、第三者へ漏洩しないよう徹底します。施術内容や利用者の美容上の悩みなどデリケートな情報も含め、守秘義務を守る必要があります。高齢者の健康状態・皮膚状態に関する情報は要配慮個人情報（個人情報保護法第2条第3項）に該当します。取得・利用・第三者提供にあたっては本人の明示的同意を書面等で取得することが必要となります（なお、オプトアウト方式による第三者提供は認められません。）。
- **労働安全衛生法等**：介護美容従事者自身の安全管理も重要です。刃物や器具の取扱いに関して安全管理を行い、感染症に曝露しないよう適切な个人防护（手袋、マスク等）を行います。また長時間の無理な姿勢での作業にならないよう配慮し、適宜休息を取ります。
- **消費者契約法**：高齢者等に対して、健康等の不安をあおるなどして契約をさせた場合やいわゆる靈感商法により契約をさせた場合には、取り消すことができる（消費者契約法第4条第3項第7号・8号）ものとされるなどしており、そのような行為により契約をさせることのないように注意が必要となります。

以上の法令遵守事項を満たすことは、基本要件です。

5.2 サービス提供内容の明示と契約

介護美容サービスを提供する事業者または個人は、そのサービス内容を事前に明確に定義し、利用者や家族、介護施設管理者に対して分かりやすく説明・共有するようにします。具体的には以下の点を文書等で明示することが望まれます。

- **提供できるサービスの範囲**：ネイル・エステティック・フットケア・メイクサポート・訪問理容・美容、それぞれについて、提供可能な具体的ケア内容を列挙します（例：「爪切り・手足の保湿は実施、巻き爪の処置は不可」等）。

- **対象となる利用者の範囲**:例えば、医師から特定の処置について許可がある場合のみ対応、認知症の程度に応じた対応可否など、受け入れ可能な条件を示します。
- **使用する器材・用具・商材**:施術に用いる主要な器具類(例:電動バリカン、消毒済みシェーバー、爪切り、ヤスリ、エッセンシャルオイル等)や、使用化粧品の種類(低刺激性のもの等)を明記します。利用者にアレルギー等がある場合に交換できる代替品も考慮します。
- **提供プロセス**:サービス申し込みから実施、終了後の片付け・フォローまでの流れや所要時間を説明します。特に在宅訪問の場合、訪問時刻や所要時間、必要なスペースの確保、必要な設備について事前に明示します。
- **料金と支払い方法**:当該サービスは介護保険内サービスとならず、自費サービス(保険外サービス)に区分し、料金額や支払い方法(現金、口座振込等)を明記します。介護保険サービス提供時間とは別枠での提供である場合、時間と費用を明確に区別します。
- **留意事項**:施術に際して利用者や家族に準備・留意してもらいたいこと(例:当日の体調、服薬状況の事前連絡、施術前の食事有無、希望のスタイルの事前相談等)や、施設内で行う場合の内部規定(決められた場所で行う、他利用者の目に触れない配慮等)も示します。

サービス提供にあたっては、必要に応じて契約書または同意書を取り交わします。介護施設において提供する場合は、施設管理者とも十分な取り決めを行い、サービスの範囲・頻度・料金等について書面で合意することが推奨されます。利用者本人の判断能力が低下している場合には、家族や身元引受人等の同意も確認します。

5.3 実施体制および運営管理(事業者の場合)

介護美容サービスを安全・継続的に提供するため、組織としての実施体制および運営管理方法を整備します。

- **責任者の配置**:事業者として介護美容サービスを提供する場合、サービス全体を統括し法令遵守や品質管理を担う責任者を定めます。法人でヘアカットサービスを含む事業を行う場合、管理美容師または管理理容師の資格保持者をスタッフに含め、技術指導や衛生管理に当たらせることが望ましいです。
- **スタッフの役割分担**:介護美容従事者の中で、各サービス(ヘア担当、ネイル担当等)や補助者の役割を明確にします。必要に応じて介護職員や看護職員との連携体制を整え、利用者移乗や体位保持が必要な場合に協力を得るなど、安全に施術できる体制を組みます。
- **手順書・マニュアル**:各施術について標準的な手順書を用意し、スタッフ全員が遵守します。特に施設内での実施手順は、施設の感染対策マニュアル等とも整合させます。刃物の管理方法、消毒の手順、緊急時対応(具合が悪くなった場合の対処など)もマニュアルに含めます。
- **物品・衛生管理**:使用する機材・用具・商材の在庫管理と衛生管理の方法を定めます。使い捨てでできるもの(ペーパーシート、ディスポ手袋、爪やすり等一部)は一回ごとに交換し、繰り返し使う器具(ハサミ、バリカン、湯桶など)は使用前後に消毒・洗浄します。消毒液や衛生用品の補充、保管方法も決めておきます。

- **記録と報告**: 施術ごとに記録(実施日・内容・所要時間・利用者の反応や体調変化等)を残します。問題やヒヤリハット事例が発生した場合は責任者へ報告し、再発防止策を検討します。利用者や家族からのクレーム対応フローも定め、真摯に対応します。
- **緊急対応**: 施術中に利用者の体調悪化や怪我など緊急事態が発生した場合の対応手順(救急連絡、応急処置の範囲、医療職への引継ぎ等)を明確にします。電気機器使用中の停電・機器故障などへの対応策も準備します。
- **保険加入**: サービス提供に際し万一の事故に備えて、賠償責任保険等に参加することが望ましいです。サービス提供者の過失による怪我・物損などに対し補償できる体制を整えます。

これら運営管理の方法を文書化し、サービス提供に関わる全員に周知徹底します。定期的に運営体制を見直し、サービスの質の向上および安全管理の強化を図ります。

5.4 感染症予防および衛生管理

介護施設や高齢者宅は感染症に対する脆弱性が高いため、介護美容サービス提供時には徹底した感染症対策が求められます。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス等への対策を含め、最新の厚生労働省通知および自治体ガイドラインに基づく衛生管理要領を遵守します。具体的な対策は以下の通りです。

- **サービス中止基準**: 以下の場合にはサービス提供を中止・延期します。①訪問先の施設内で感染症が発生している、または利用者本人が感染症に罹患している場合、②担当する介護美容従事者に発熱(37.5℃以上、または平熱+0.5℃超)や咳・倦怠感などの症状がある場合、③担当する介護美容従事者が濃厚接触者となりPCR検査結果待ちの期間。このような状況では、医師や保健所の指示に従い、安全が確認できるまでサービスを再開しません。
- **介護美容従事者の健康管理**: スタッフは日頃から自身の体温測定・健康チェックを行い、少しでも体調不良があれば報告し業務から外れるようにします。手指の傷口等から感染させない・されないよう絆創膏着用等を徹底し、必要に応じて手袋やマスク・フェイスシールドを着用します。特に爪切りや足のケア時には微細な傷からの血液感染を防ぐため手袋着用を基本とします。
- **衛生教育と周知**: 介護美容従事者に対して定期的に衛生管理や感染対策の教育を行います。正しい手洗い・手指消毒の方法、用具の消毒方法、清潔操作と不潔部分の区別、使い捨て用品の廃棄方法などを訓練し、日々の実践状況を点検します。
- **施術環境の衛生**: 施術を行う場所は可能な限り換気を良くし、清掃された環境を確保します。施設内では専用の理美容コーナー等がある場合はそこで行い、ない場合も飛散した髪や爪が残らないようビニールシートを敷く等の対策をとります。施術前後にはテーブルや椅子、器具台など触れた場所を消毒(アルコール除菌等)します。使用済みタオルやエプロンは利用者ごとに交換・洗濯し、使い捨てクロス類は感染性廃棄物として適切に処理します。
- **利用者の健康確認**: サービス実施前に利用者の体温や体調を確認し、発熱や体調不良が見られる場合は無理に施術せず延期します。免疫力低下等で感染リスクが高い利用者については、医療職と相談の上、施術内容・頻度を調整します。

以上の感染対策は状況に応じて更新し、常に最新のガイドラインに沿った対応を取ります。感染症流行期には不要不急の美容サービス提供を控えるなど、柔軟な対応を講じます。

5.5 倫理・安全配慮と高齢者尊重

介護美容従事者は、美容施術を通じて高齢者の尊厳を守り、心身の安全と安楽に最大限配慮します。サービス提供における倫理的・安全上の配慮事項は以下の通りです。

- **利用者の意思尊重と同意**: 施術前には利用者本人の希望を確認し、同意を得ます。認知症等で判断が難しい場合も、表情や反応から意思を汲み取り、嫌がることは無理に行いません。家族や介護スタッフとも事前にコミュニケーションを取り、本人が望まない施術(例えば爪を切られることへの恐怖が強い等)は避け、安心できる方法を検討します。
- **プライバシーと尊厳**: 施術中は利用者のプライバシーに配慮します。例えば、ウィッグ装着者がいる場合は人前で外すことに抵抗があるかもしれないため個室で対応する、衣服を一部外す必要があるエステティックサービス施術時は異性職員を遠ざける、などの配慮を行います。会話の内容にも注意し、容姿に関するデリケートな話題は慎重に扱います。
- **安全確保**: 高齢者は皮膚が脆弱で骨折リスクもあります。施術中は常に転倒・転落などのリスクに目を配り、例えば足の爪切り時には椅子に深く腰掛けさせ足を安定させる、必要に応じもう一人が体を支えるなどして安全な体勢を保持します。ハサミやカミソリ等刃物を扱う際は特に慎重に動作し、急な利用者の動きにも対処できるよう配慮します。施術中・後に痛みや出血がないか確認し、万一発生した場合は速やかに適切な処置を講じます。
- **尊厳と快適さ**: 美容施術は本来楽しみや心地よさを提供するものです。施術中はできるだけ痛みや不快感を与えないよう努めます。爪を切る際は少しずつ丁寧に行い、深爪にならないようにします。髪をとかす際も強く引っ張らず、皮膚が敏感な高齢者には低刺激の化粧品を選びます。むくみや拘縮がある部位を扱うときは予め痛みがないか確認します。寒暖の感覚にも配慮し、必要に応じブランケットをかける・室温を調整するなどして快適に過ごせる環境を整えます。
- **心理面への配慮**: 介護の現場では、身体介護というプライベートな行為において、初対面又は関係性が十分に構築されていない介護職員に体を触れられることへ不安や抵抗感を抱く場合があります。常に穏やかな声かけと笑顔で接し、緊張を和らげます。施術内容や進捗を適宜説明し、安心感を与えます。おしゃれや身だしなみへのこだわりを尊重し、「もっと短く切りたい」「この色のマニキュアにしたい」等の希望があれば可能な範囲で応えます。美容を通したポジティブな声かけ(「お似合いですよ」「素敵ですね」等)により自己肯定感を高められるよう支援します。

5.6 多様な心身状態への配慮

認知症への配慮: 認知症により記憶、判断等の認知機能に障害がある利用者に対しては、病態や心理状態を正しく理解した上で、以下のような「本人を中心としたケア」を徹底します。

- **適切な知識に基づくアプローチ**: 記憶障害(特に近時記憶の喪失)や見当識障害(時間・場所の混乱)などの特性を理解し、できないことを責めたり、無理に説明を繰り返して自尊心を傷つけたりしないよう配慮します。
- **非言語的コミュニケーションの活用**: 言葉の意味の理解が困難な場合でも、感情の世界は生き生きと保たれています。穏やかな微笑み、笑い声、タッチング(利用者の身体に優しく触れる行為、具体的には手を握る、さする等)、そして目線を合わせたアイコンタクト(正面からやや下よりの視線)を通じて、安心感と信頼関係を築きます。

- **短く分かりやすい声掛け：**一度に多くの情報を伝えず、相手が理解できると想定される分量を、落ち着いたトーンの低い声でゆっくりと伝えます。
- **感情の受容と共感：**同じ質問の繰り返しや不安な訴えに対し、否定や説得をするのではなく、本人の抱く「内的世界」の思いに寄り添い、受容と共感の態度で接します。
- **集中できる環境の整備：**注意力が低下している可能性もあるため、テレビの音や周囲の雑音を避け、施術と会話に集中できる静かな環境を整えます。
- **認知症予防への寄与：**美容ケアによる心地よい五感刺激(触覚・嗅覚・視覚等)や、施術中の回想を促す会話、また「綺麗になる」ことによる外出意欲の向上などを通じて、脳の活性化とBPSD(認知症に伴う行動・心理症状)の予防、さらには自尊心の維持・安心感の醸成、につながるポジティブな働きかけに努めます。

心身の障害への配慮：身体機能や精神面に障害を持つ利用者に対しては、その悩みや揺れ動く苦しみ寄り添い、自立支援の視点を持って関わります。

- **精神障害への対応：**妄想や幻覚を伴う訴えに対しても原則として否定せず、本人にとっての事実として傾聴します。過度な期待や励ましは避け、無理に会話を促さず、静かな時間を共有することを大切にしながら、利用者の心身の休息を最優先とする姿勢で接します。
- **身体的・感覚的ストレスの低減：**視線を合わせることに圧迫感を感じる利用者に対しては、無理に目を合わせず、適宜視線を外しながら会話を続けるなどの工夫を行います。
- **自立支援と達成感の提供：**すべての施術を代行するのではなく、利用者が「自分でできる部分」を尊重し、動作の補助や道具の工夫を提案することで、美容を通じた自己肯定感と達成感を引き出します。

以上の基本要件を踏まえ、次章よりサービス分野ごとに具体的な施術範囲と注意事項を示します。

6. サービス分野別ガイドライン

本章では、介護美容従事者が提供するそれぞれのサービス分野(ネイル、エステティック、フットケア、メイクサポート、訪問理容・美容)について、介護施設内および在宅での提供を念頭に置きながら施術可能な範囲と注意事項を示します。いずれの分野においても、第5章で述べた基本要件(法令遵守・衛生管理・安全配慮等)が大前提となります。その上で各分野特有の基準を以下に定めます。

6.1 ネイルサービス(手足の爪ケア)

施術可能な範囲：ネイルケアでは、利用者の手足の爪を清潔かつ適切な長さに保つことを主眼とします。具体的な施術範囲は以下の通りです。

- **爪切り・整爪：**手の爪・足の爪を専用の爪切りや爪切りハサミで切り揃えます。深爪にならないよう、白い部分を1～2mm程度残し、真っ直ぐもしくはやや四角くカットします(巻き爪予防のため)。その後爪やすりで角を滑らかに整え、尖りやざらつきがないように仕上げます。
- **爪の観察と簡易処置：**施術前に爪の色・形・厚み、周囲皮膚の状態を観察し(変色、極端な肥厚、巻き込み、炎症の有無)、異常がなければケアを開始します。軽い爪表面

の角質や汚れは、やすりやガーゼで優しく除去します。爪の間の汚れも、先の丸いネイルスティック等で軽く掻き出す程度は行えます。ただし出血しない範囲に留め、無理な押し上げはしません。

- **保湿と仕上げ:** 爪および指先の乾燥を防ぐため、ケア後に手指・足趾に保湿クリームを塗布します。特に高齢者は爪周囲の皮膚が乾燥しささくれ等が起きやすいため、しっかりと保湿します。希望があれば透明または淡い色のマニキュアを塗布することも可能です（皮膚トラブルがなく、匂いに敏感でない方に限る）。マニキュアは速乾性で刺激臭の少ない製品を用い、塗布後しっかり乾かします。
- **爪ケアの頻度:** 爪の伸び具合によりますが、概ね月に1回程度の頻度でケアを行います。爪が伸びすぎていると感じた場合や、逆に深爪してしまった場合は間隔を調整します。季節や体調で爪の伸び方も変わるので、その都度観察して判断します。

注意事項（法的リスク・安全配慮等）: ネイルケアでは医師法違反や不適切な処置とならないよう注意が必要です。厚労省の通知（平成17年7月26日医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）において、「爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること」は、原則として、医師法等の規制の対象とする必要がないものであると考えられるとされております。これを踏まえて、介護美容従事者は、利用者に対して安心かつ安全なネイルケアを提供することになります。そこで、以下の条件・状況では介護美容従事者による爪切りは行いません。医療行為との境界線を常に意識し、自ら判断を下すことは行わず、爪や周囲の皮膚に少しでも「異常」が認められる場合は、専門の医療職（看護師、医師等）に対応を依頼し、適切な医療的措置に繋げる連携を優先します。

- 爪そのものに明らかな異常がある（厚い爪白癬〈爪水虫〉が疑われる、重度の巻き爪で皮膚に食い込んでいる、出血や黒変がある等）場合。
- 爪周囲の皮膚に炎症や化膿、傷が見られる場合。
- 利用者が糖尿病を患っている場合、または末梢の血行障害や知覚障害がある場合。
- 上記のようなケースでは、爪切りは医療的管理が必要と判断されますので、看護師や医師等に対応を依頼します。介護美容従事者は自ら判断せず、施設の看護師や主治医と相談して適切な職種につなぎます。

また、たとえ健康な状態の爪でも、技術的に難しい場合は無理しないことが大切です。例えば利用者が極度に手足を動かしてしまう、あるいは視力や照明の問題でよく見えない時は、他のスタッフに手伝ってもらるか、一旦中止して別日に改めます。

爪切りの際の安全対策として、以下に留意します。

- **姿勢と体位:** 車椅子に座っている利用者の爪を切る場合、フットレストに足を乗せた状態だと体重が前にかかり危険です。足底が床について安定した姿勢で、介護者は膝の上に利用者の足を乗せるなどしてしっかりと支えます。手の爪を切る場合も、介護者が相対せず横や斜め前から腕を固定して行う方が切りやすく安全です。認知症の方は急に手足を動かすこともあるため、可能ならもう一人が軽く手首や足を支えると安心です。
- **器具の衛生と刃の確認:** 使用前に爪切り・ハサミの刃を消毒し、欠けや錆びがないか確認します。切れ味の悪い刃はかえって危険なので、適宜新品に交換します。利用者ごとに器具を交換・消毒し、爪の破片も都度捨てます。

- **切る際の手順:** 一気に深く切らず、少しずつ端から切ります。特に足の爪は厚かったり硬かったりするので、入浴後など柔らかくなったタイミングでケアすると良いです。どうしても硬くて切れない場合、電動ヤスリや爪用の小型グラインダーで削る方法の検討が必要のため、医療従事者へ報告、相談します。
- **深爪・誤傷防止:** 指先の腹よりわずかに長めに爪先を残し、決して深爪しないようにします。万一誤って皮膚を傷つけてしまった場合、すぐに傷を洗浄・消毒し、看護師等に報告して必要な処置を仰ぎます。傷が小さくても高齢者は治癒が遅れることがあるため油断せず経過を追います。
- **仕上がり確認:** 全ての爪を処置したら、指を一本ずつ触って痛みがないか尋ねます。目視で出血や巻き残しがないか確認し、異常がなければ保湿クリームを塗って終了です。

なお、爪切り以外にもネイルケアを通じたQOL向上の側面があります。おしゃれとしてマニキュアを施す場合は、利用者の好みを尊重し色を選びます。爪にツヤが出たり色づいたりすることで利用者が喜び、自分の手を見るたびに元気が出るという効果も期待できます。ただし誤飲防止の観点から、はがれかけのマニキュアはすぐ除去し、剥離した破片が口に入らないよう注意します。

ネイルケアは利用者とのスキンシップやコミュニケーションの機会でもあります。手を握って優しくさすりながら行うことで、副交感神経が優位になりリラックス効果や孤独感の緩和につながるとされています。爪という細かな部位のお手入れを丁寧に行うことで利用者に「大切にケアされている」という安心感を与えることもできるでしょう。介護美容従事者は単に爪を切るだけでなく、そうした時間の持つ意味も意識し、利用者に寄り添った温かなケアを提供します。

6.2 ネイルカラー

ネイルカラーの提供は、爪を保護・装飾するだけでなく、利用者様のご自身の指先を視覚的に楽しむことで、精神的な充足感や「身だしなみを整える意欲」を引き出すことを目的としています。介護美容においては、除光液等の刺激臭を抑え、爪への負担が少ない「水溶性ネイル」等を積極的に活用し、安全かつ心地よい環境で彩りを提供します。

施術可能な範囲: ネイルカラー分野では利用者様の身体状況や好みに合わせ、以下の範囲で彩りの支援を行います。

- **カラーアセスメントと色彩提案:** 利用者様の肌の色や、その日の体調、好みに合わせた色選びをサポートします。単に色を塗るだけでなく、色彩心理(元気が出る赤、心が落ち着く青など)を活用し、対話を通じてポジティブな感情を引き出すカウンセリングを実施します。
- **水溶性ネイル等によるカラーリング:** 刺激臭の少ない水溶性ネイルや、爪を保護するベースコート等を用いたカラーリングを行います。これは、施設内の他の利用者様や職員の方々への嗅覚的配慮を行うと同時に、除光液による乾燥や爪へのダメージを最小限に抑え、健康的な爪の状態を維持しながら彩りを楽しむための支援です。
- **セルフネイルの動作補助と技術アドバイス:** 利用者様のご自身で色を塗ることを希望される場合、筆の持ち方や塗る手順のアドバイス、または片手の補助(道具の固定や誘導)を行い、「自分の手で美しくする」という達成感をサポートします。
- **ポイントアートの提供:** ネイルシールやドット、ラメ等を用いた、シンプルで品のあるアートを提案いたします。季節感(花や行事のモチーフ)を取り入れることで、他者との会話のきっかけ作りや、季節の移ろいを感じていただく機会を創出します。

注意事項(法的リスク・安全配慮等)

- **爪と皮膚の健康チェック**: カラーリングを行う前に、爪の周囲に傷や炎症がないか、また爪自体に剥離や変色、白癬(爪水虫)等の疑いがないかを確認します。異常が見られる場合は提供を控え、医療専門職への相談を施設の管理者や看護師に促します。
- **衛生管理(感染症対策)の徹底**: 使用するエメリーボード(爪やすり)やウッドスティック、スポンジ等の消耗品は、原則として利用者様ごとに使い捨てのものを使用し、感染症の媒介を防止します。また、共有する道具(ネイルカラーの筆など)についても、直接皮膚に触れないよう留意し、常に清潔を保ちます。
- **臭気と環境への配慮**: 施設等の共有スペースで実施する場合、揮発性の高い溶剤(一般的なポリッシュや除光液)の使用は極力避け、換気の良い環境を確保します。周囲の利用者様や体調の優れない方への配慮を最優先します。
- **パッチテストとアレルギー確認**: 初めて使用する製品については、必要に応じてパッチテストを行い、痒みや赤み等の異常が出ないことを確認します。また、成分に対するアレルギーの有無を事前にヒアリングし、安全性の高い製品を選定します。
- **「楽しみ」を尊重する関わり**: ネイルカラーは、利用者様にとっての「非日常の楽しみ」でもあります。仕上がりについてご本人と一緒に喜びを分かち合い、「また次回も楽しみ」と感じていただけるような前向きな声かけを徹底します。

6.3 エステティックサービス(アロマセラピー含む)

施術可能な範囲: エステティックサービス分野では、利用者にリラクゼーション効果や自己表現の喜びをもたらすような軽度な美容施術を提供します。具体的には以下のようなサービスが可能です。

- **フェイシャルケア(顔の美容)**: クレンジングや洗顔を補助し、その後に保湿ローション・乳液などでお肌を整えます。希望や必要に応じて、短時間のフェイシャルトリートメントを行います。これは指先でもしくはローラー等の器具を用いて顔の筋肉やツボを優しく刺激するもので、血行促進や表情筋のリハビリにもつながります。あくまで肌の汚れ落としや保湿を兼ねた軽擦に留め、治療的なマッサージ・強い圧をかける指圧は行いません。厚労省の通知(昭和42年2月16日環衛第7030号厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)によれば、美容師法の「美容」とは「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」をいうところ、この「等」は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものと解されるとして「全身美容」は美容師法の「美容」に該当しないとされ、美容師免許がなくても行えるとされる「全身美容の一部」と解釈されるために、フェイシャルトリートメントは通常首からデコルテ(胸元)も含めて行うことが実務では行われております。この点を踏まえてデコルテ・肩まわりのタッチケアを行うこととなります。
- **アロマハンド・フットトリートメント**: アロマセラピーの要素を取り入れ、良質な香りのオイルやクリームで手や足をトリートメントします。精油(エッセンシャルオイル)は肌に直接つけられる濃度に希釈したものを使用し、手のひらや腕を優しく擦るようにトリートメントします。足についても、足浴後の清潔な状態でクリームを塗布し、足裏やふくらはぎを擦ったり軽くトリートメントしたりします。この時も強い力を入れず、撫でる・さする程度のトリートメントに留めます。心地よい香りと人の手の温もりによって、ストレス緩和や安眠促進などの効果が期待できます。介護施設でのレクリエーションとしても取り入れやすいサービスです。

- **その他のエステティックサービス要素:**利用者によっては、手鏡を見ながら一緒にケアをすることで自己効力感を高めることが想定されます。例えば、一緒に簡単なパック（シートマスク等）をしてみる、香りを楽しむ深呼吸の時間を作る、といった活動です。エステティックサービスといっても大掛かりな機器は用いず、あくまで手作業と市販の化粧品でできる範囲に限定します。なお、ディフューザー等でのアロマ芳香浴は、利用者や周囲に香りの好みが分かれるため、希望者の個室など限定された空間で行います。

注意事項（法的リスク・安全配慮等）: エステティックサービス提供に際しては、以下のポイントに注意します。

- **理容師法・美容師法との関係:**美容師法の「美容」に関する上記厚労省の通知との関係上、顔を対象とする施術は「首から上の容姿を美しくする行為」に該当しうするため注意が必要です。厚労省の昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答によれば、「いわゆる美顔施術であっても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。」とされており、現在の運用解釈では「簡易なマッサージや肌の汚れ落とし程度」であれば美容師免許がなくても違法ではないとされています。従って美容師免許を持たない介護美容従事者が行うフェイシャルエステティックサービスはこの範囲内に収めます。なお、まつ毛エクステンション等は美容師免許が必要な行為のため美容師免許を持っていない場合は行いません。
- **あん摩マッサージ指圧師法との関係:**手技が医業類似行為とみなされないよう注意します。具体的には、筋肉を強く揉み解す圧迫法やリラクゼーションの範疇を超えるような長時間の施術は避けます。肩こりを治す等の目的での施術はできません。社会通念上許容される美容・リラクゼーションの範囲を逸脱しないよう、ガイドライン内および技術者の日常的な説明、案内、広告等において、「マッサージ」「指圧」「揉みほぐし」等の文言は、動詞・名詞を問わず一切使用を禁止します。国家資格がない者のマッサージ提供は50万円以下の罰金刑の可能性もあります（あはき法第13条の7）。
- **薬機法等の遵守:**使用する化粧品・オイル類は全て市販の化粧品または医薬部外品を用います。効果を誇大に謳った未承認のクリームや、美顔器具（例えば医療用LEDや高周波を使う機器など）は使いません。また、利用者に販売行為を行う場合は景品表示法等にも注意し、不当な勧誘や高額商品の押し付けは行いません。基本的に介護美容従事者は物販を目的としないスタンスを貫きます。
- **皮膚トラブルへの配慮:**高齢者の皮膚は薄く乾燥しやすいため、刺激の少ない製品を選びます。パッチテスト（腕の内側に塗って赤くならないか見る）を行い、新しい化粧品を使う際は少量から様子を見ます。特にアロマオイルは植物由来成分へのアレルギーがないか確認します。柑橘系の精油など光感作を起こすものは屋外に出る部位には使用しません。施術中に皮膚が赤くなってきた場合は直ちに中止し、洗浄して様子を見ます。
- **香りへの配慮:**香料や精油の香りは、好みだけでなく体調にも影響します。高齢者は匂いに敏感な方もいるため、強すぎる香りは避けます。部屋の換気を良くし、香りがこもらないよう注意します。喘息や呼吸器疾患がある方には原則アロマは使用しません。香りを使う際は事前に利用者や周囲の方に了承を得てから行います。
- **施術時間・頻度:**エステティックサービス施術は心地よい反面、長時間になると疲労や脱水を招く可能性があります。フェイシャルやハンドトリートメントは1回20～30分以内程度に留め、途中で水分補給や休憩を挟みます。利用者が飽きたり疲れたりしていないか表情を観察し、途中で寝てしまった場合は無理に起こさず静かに終わらせます。頻度についても、週に何度も行う必要はなく、月に1～2回を目安にイベント的に提供する施

設も多いです。利用者の楽しみになるよう、行事や季節に合わせて実施するのも良いでしょう。

- **安全と体調確認**: エステティックサービス施術中は利用者の顔色や呼吸を常に確認します。特に湯桶を使った足湯などを行う場合、温度が適切か確認し、低温やけど(40～50℃程度の熱くないと感じる温度に長時間同じ皮膚の場所に密着することで生じる深いやけど)を避けます。心疾患や不整脈のある方には足湯による急激な血行変化は控えるなど、医療的視点から禁忌事項にも注意します。末期癌等で皮膚がもろくなっている方や、スキンテア(皮膚裂傷)を起こしやすい方には無理に施術せず、保湿剤を塗る程度にとどめます。

エステティックサービスは、利用者に「自分は大切にされている」「まだおしゃれを楽しめる」という心理的充足感を提供できる意義深いケアです。美容師・理容師等の資格が無くてもできる創意工夫の中で、利用者の「美しくありたい」「リラックスしたい」という気持ちに応えるケアを追求していきます。

6.4 フットケアサービス(足部のケア)

施術可能な範囲: フットケアでは、利用者の足の健康維持と清潔保持、転倒予防を目的に、足先から足全体のお手入れを行います。提供可能な具体的サービスは以下の通りです。

- **足浴(フットバス)**: 洗面器やフットバス容器に適温(約38～40℃)のお湯を張り、5～10分程度足を浸けてもらいます。足浴により足の血行を良くし、爪や角質を柔らかくします。リラックス効果もあり、多くの利用者に好評なケアです。足浴剤(薬用ではない入浴剤)やアロマオイルを数滴垂らして香りを楽しんでもらうこともできます。足浴後は清潔なタオルで足をしっかり拭きます。なお、心不全など足浴が禁忌の場合もあるので事前に看護師に確認します。
- **爪切り・爪やすり**: これは前述のネイルケア(足の爪)と重複しますが、足浴後に足趾の爪を切り揃え、やすりで形を整えます。足の爪は巻き爪になりやすいため、角を丸めず四角くカット(スクエアカット)する方法が望ましいとされています。伸びすぎた爪や変形した爪は転倒や靴擦れの原因になるため、定期的に手入れします。爪白癬等が疑われる場合は無理に切らず医療対応を施設の管理者や看護師に促します。
- **角質ケア(軽度のもの)**: 足裏や踵の固くなった角質を、皮膚を傷めない程度に取り除きます。軽石やフットファイル(やすり板)、または電動のフットケア用やすり(電動グライNDER)を用いて、ざらざらしたタコ・うおの目・角質肥厚部位を削ります。介護美容従事者が対応できるのは軽度の角質肥厚までです。厚さが著しい場合や痛みを伴う場合は無理せず中止し、施設の管理者や看護師に報告しその後の対応を任せます。角質ケアは足浴後の皮膚が柔らかい状態で行います。削りすぎないように少しずつ行い、滑らかになったら終了します。
- **保湿ケア**: 清潔にした足にクリーム等で保湿ケアをします。特に踵や趾間は乾燥・ひび割れしやすいので念入りに塗布します。クリームは医薬品でない市販のフットクリームやワセリンを使います。足趾間は湿りすぎも良くないので、指と指の間には薄く伸ばす程度にします。保湿後、綿の靴下を履いてもらおうと保湿効果が高まります。
- **フットトリートメント**: 血行促進と筋緊張の緩和のため、足の甲・裏、くるぶし周り、ふくらはぎを撫でたり軽くトリートメントしたりします。力加減は心地よい程度(痛みがないこと)を確認しながら行います。併せて足首をゆっくり回し、足指を軽く曲げ伸ばしする簡単なストレッチも実施できます。これにより足関節の可動域維持や足指の筋力低下防止に役

立ちます。高齢者は足が攣りやすいので、もし施術中に足が攣った場合は速やかに対応(足趾を反らせる等)し中止します。

※トリートメントに関しては、例えば強い指圧や長時間の揉みほぐしはあん摩マッサージ指圧師の領域になるため行いません。あくまで保湿しながらの軽擦に留めます

以上のフットケアは、経済産業省の「グレーゾーン解消制度」における照会・回答結果(平成29年11月20日付回答)に基づき、医師法第17条の規定に違反しない(医行為に該当しない)ものとして明示された内容に準拠しています。

具体的には、同照会への回答においては、利用者の身体のうち医師が治療の必要がないと判断した部位に対して、以下の4つについて医師法第17条の規定に違反しないとされておりま

- ①軽度のカーブ又は軽度の肥厚を有する爪について、爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
- ②下腿と足部に、医薬品ではない保湿クリームを塗布すること
- ③軽度の角質の肥厚を有する足部について、軽石やフットファイル(やすり板)、グラインダーで角質を除去すること
- ④足浴を実施すること

介護美容従事者は、この範囲を逸脱することなく、事前に対象部位の状態を確認した上で安全なケアを提供する必要があります。

注意事項(法的リスク・安全配慮等)：フットケアでは特に医療行為とみなされるケースを見極め、無理な対応をしないことが重要です。厚労省の通知(平成17年7月26日医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知)において、「爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること」は、原則として、医師法等の規制の対象とする必要がないものであると考えられるとされておりま

す。これを踏まえて、具体的な注意点は以下の通りです。

- **施術開始前の観察：**両足の「皮膚の状態」「爪の形状」「感覚障害の有無」を詳細に観察します。具体的には、皮膚に発赤や傷、水疱がないか、爪の周囲に腫れや痛みがないかを確認します。また、ご本人に「触れている感覚があるか」「痛みやしびれはないか」を問いかけ、感覚の鈍麻や過敏がないかを確認します。この観察工程で少しでも異常や「いつもと違う状態」が見られた場合は、速やかに看護師や医師に確認し、判断をゆだねます。
- **医療行為に該当するケース：**巻き爪や陥入爪により爪周囲の皮膚軟部組織に炎症が生じている、爪白癬で爪がボロボロになっている、潰瘍や壊疽が足にある、といった場合は医療的管理が必要と判断されますので、介護美容従事者は対応できません。また前述のように糖尿病の足(フットケア外来等が必要なケース)は、たとえ軽微に見えても注意が必要です。糖尿病の方は小さな傷から感染が広がり、治癒も遅れるため、原則として専門の医療職(看護師、医師等)に相談してください。介護美容従事者がフットケアを行って良いのは、医師が治療の必要がないと判断した場合のみです。判断に迷う場合は看護師や医師に確認し、判断をゆだねます。

- **衛生と感染予防:** 足は真菌感染(いわゆる水虫)や爪周囲炎などのリスクがあります。ケア前後に手指消毒を徹底し、手袋を着用して処置します。使用する足浴槽やタオル類は各人ごとに洗浄・交換し、共用する場合は消毒します。特に複数人の足浴を連続で行う際は、毎回お湯を捨て容器を洗ってから新しいお湯を入れるか、使い捨ての足浴用ビニール袋を用いるなどして交差感染を防ぎます。ケア後の床は濡れていたら拭き取り、滑り防止マット等も洗います。削った角質の粉や爪は散乱しないようその都度回収し廃棄します。万一ケア中に出血を見つけたら、速やかに止血と消毒を行い、使用器具も直ちに滅菌処理します。
- **痛み・刺激への配慮:** 高齢者は足の感覚が鈍くなっていることも多く、逆に過敏な場合もあります。削る際に痛みや違和感を訴えたらすぐにやめます。皮膚が薄いため、角質を削りすぎると下の真皮が出てしまい危険です。利用者が「そこは感じないからもっとやって」と希望されても、削り過ぎることがないように留意します。下腿・足部へのアロマタッチケアやトリートメントを行う際、重度の浮腫(むくみ)がある足は血栓塞栓症等のリスクを考慮し、強い圧迫や深い揉捏(揉みほぐし)は避けるものとします。特に、深部静脈血栓症等の既往がある方へのふくらはぎへのトリートメントは原則として禁忌です。施術者は、これらのリスクや利用者の身体状況に関する情報を事前に医師や看護師などの医療従事者から共有された上で、皮膚の保護と一時的なリラクゼーションを目的とした安全な範囲での軽微なトリートメント(軽擦)のみを行います。
- **体位と転倒リスク:** 足のケアはどうしても下を向く姿勢になります。利用者が座位を保てない場合はベッドに仰臥位にして行うことも検討します。その際もベッド柵を上げ、施術者は腰を痛めないようベッドの高さを調整します。車椅子上で行う場合は、前述のように姿勢に十分注意し、介護者が足元に釘付けにならないよう随時利用者全体を観察します。例えば利用者が前屈みになりすぎて滑り落ちそうになっていないか、意識が朦朧としていないかを確認します。一人で困難な時はもう一人補助に入れてもらいます。
- **定期ケアの促進:** フットケアは一度きりではなく定期的に続けることが転倒予防や足病変の早期発見につながります。介護美容従事者は施設のケア計画にもフットケアの位置づけを提案し、例えば月初めに全入所者の足チェック日を設けるなど、組織的に取り組むのも良いでしょう。地域支え合い事業でも足指・爪のケアが転倒予防に資するとして注目されています。ケアを通じて異常を見つけたらすぐ医療につながるような連携も重要です。

フットケアを通じて、利用者は足元の清潔感と心地よさを実感し、日常生活の中で一步を踏み出す前向きな意欲や、自分らしくありたいという気持ちを育むことができます。利用者にとって足元を整えることは、全身の安らぎや、日々の暮らしの健やかなリズムを支える大切な要素です。介護美容従事者の担うフットケアは、美容という手段を通じて、利用者が心地よく毎日を過ごすためのQOL(生活の質)の維持・向上に寄与します。

6.5 メイクサポートサービス

支援可能な範囲: メイクサポート分野では、一方的にフルメイクを施す「美容業」とは異なり、利用者の日常生活における「整容」の延長として、利用者の「自分でできる喜び」を尊重し、心身の状態に合わせた「助言・補助」を行うものとなります。提供可能な具体的サービスは以下の通りです。

- **美容回想法:** メイクを媒介とし、対話を通じて利用者の人生(歴史)や大切にされている想いを引き出します。お好みの色や思い出の装いについて語り合うことで、心理的な充

足感を提供し、身だしなみを整えることへの前向きな意欲を高めるための土台を作り、QOLを向上するための対面サービスです。

- **セルフメイク・サポート**:「自分自身の力できれいになりたい」という想いを、実技指導と動作の補助によって支えます。利用者の身体状況に合わせた姿勢の調整や、道具の持ち方の工夫をアドバイスし、できる部分はご自身で行っていただくことで、達成感を提供します。困難な細部の仕上げについては、整容の範囲内で補助を行い、完成度の高い仕上がりを実現します。
- **パーソナル・パーツデザイン**:表情を最も明るく見せる色の選び方や、健康的でツヤのある肌に見せるスキンケア手法を提案・補助します。特に「眉の形」や「血色を良くするチーク・リップ」など、印象を左右するポイントに絞り、利用者が再現しやすい手順でアドバイスをを行います。本人の同意のもと、最後のお仕上げをサポートすることで、明るい表情と自信を引き出します。

肌色補正・カバーメイク提案:加齢による肌のくすみ、赤み、または手術痕やあざ等、特定の皮膚の悩みに対し、専門的な視点から「カバー手法」をご提案いたします。コントロールカラーや

ファンデーション・コンシーラーの適切な選定方法や、肌に負担をかけない効果的な塗布方法を助言・実演し、利用者が日常的にご自身で気になる部分をケアできるよう習得を支援します。

注意事項(法的リスク・安全配慮等):メイクサポートサービス提供に際しては、以下のポイントに注意します。

- **美容師法との線引き** 本サービスは「美容の施術代行」を主目的とするものではなく、「整容支援・助言」であることを明確にします。美容師法上の「美容」を行う場合は、美容師免許保持者が法令に従い実施する必要があります。
- **安全管理と誤飲・誤食の防止** 認知症等により判断能力が低下している利用者の場合、化粧品や道具を口に入れてしまう(誤飲・誤食)リスクを想定し、常に手の届く範囲の物品を管理し、目を離さないよう徹底します。
- **使い捨て用具(ディスポーザブル用品)の徹底**:アイシャドウチップ、リップブラシ、パフ、スポンジ等の直接肌に触れる用具は、原則として利用者ごとに使い捨てのものを使用いたします。これにより、接触感染(眼病や皮膚疾患等)のリスクを最小限に抑えます。
- **衛生管理と薬機法への配慮(化粧品の詰め替え禁止)** 衛生面および品質保持の観点から、以下の根拠に基づき、化粧品を別の容器に詰め替えたり、小分けにして保管・使用したりすることは原則禁止とします。以下がその禁止の理由となります。
 - **二次汚染の防止**:詰め替え時の空気接触や容器汚染による細菌・カビの繁殖を防ぎ、利用者の脆弱な肌を保護するため。
 - **品質保証(薬機法)**:医薬品医療機器等法において、製品の品質は製造販売元が保証するものであり、別容器への移し替えはメーカーの品質保証の対象外となるため。
 - **トレーサビリティの確保**:トラブル発生時に製品名や製造ロット番号を確認し、迅速にメーカーや医療機関と連携できる体制を確保するため。
- **身体的・心理的配慮**:関節疾患や麻痺がある場合、痛みや疲労に細心の注意を払い、短時間での実施を心がけます。利用者の失敗を否定せず、前向きな声かけ(「調整しますね」「お仕上げしますね」等)を行い、利用者の尊厳を保持することに努めます。

メイクサポートサービスを通じて、利用者が自らの意志で装いを楽しむことを想起し、自己肯定感を高め、社会参加への意欲を再燃させることを目的とした「自立支援型美容ケア」を指します。

6.6 訪問理容・美容サービス

前提として、訪問美容・理容サービス(シャンプー、カット、カラー及びパーマを含むヘアサービス、髭剃り補助等)は美容師、理容師の国家資格を保有している者が実施します。

施術可能な範囲

- 美容師法・理容師法に基づく専門施術の提供：理容師法又は美容師法に基づき、出張での提供が法律で認められている範囲(疾病その他の理由により、理美容所に来ることができない者等への対応)において、当該有資格者により利用者の希望や心身の状態に合わせたヘアカット、パーマ、ヘアカラーリング、システムシャンプー(洗髪)、および本格的なブロー・スタイリングの一連の美容施術を提供します。
- 保持資格(理容師・美容師)に応じた施術の切り分け：訪問時に提供する施術は、従事者が保持する国家資格の範囲内に限られます。理容とは「頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること」とされており、染毛も理容行為に含まれ、理容師がパーマネントウェーブを行うことは差し支えないとされております。美容とは「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされており、染毛やまつ毛エクステンションも美容行為に含まれ、美容師がカッティングを行うことは差し支えないとされております。自身の免許にない専門行為は行いません。
- 美容師による化粧に附随した軽い程度の「顔そり」：美容師資格者が化粧の一部として「化粧に附随した軽い程度の「顔そり」を行うことは許容されております(昭和二三年一二月八日衛発第三八二号通達)。
- 多様な心身状態や寝たきり環境における専門施術：利用者の身体状況に合わせ、一般的な椅子や車椅子、あるいはリクライニングチェアやベッド上(寝たきりの状態)において、安全に機材や用具を設置し、適切なコミュニケーションによる施術承諾を得た上でヘアサービスを実施します。
- 頭皮・毛髪の清浄とトリートメントケア：ただの洗浄に留まらず、加齢や寝たきりにより脆弱化した頭皮環境を健やかに保つため、化粧品分類に該当する頭皮用トリートメント類の塗布および軽微な保護ケア(軽擦)を施術に組み込みます。
- 個別アセスメントに基づくヘアデザイン提案：利用者の座位保持能力や拘縮の有無、認知症の周辺症状(BPSD)を考慮し、最も身体的負担が少なく、かつ本人の尊厳と「その人らしさ」を引き出すヘアデザインのカウンセリングおよび提案を行います。
- 他メニューとの組み合わせによる統合的ケア：利用者のQOL(生活の質)向上を目的として、有資格者が行うヘアサービスと、非有資格者でも対応可能なトリートメント、ネイル、セラピーメイク等の多様な美容メニューを適切に組み合わせ、自立支援に資するトータルケアを提供します。

注意事項(法的リスク・安全配慮等)

- **保持資格の異なる理美容師間の業務境界:**美容師資格者によるカミソリを使用した本格的な「顔剃り・髭剃り」は、美容師法および理容師法に基づき禁止されています。カミソリによる本格的なシェービングは理容師のみに認められた業務であり、美容師資格者は化粧に附随した程度の軽い顔そりに留める必要があります。同様に、理容師資格者がメイクアップやまつ毛エクステーションを行うことも認められません。
- **関係法令の厳格な遵守:**無資格者によるヘアサービスの提供は禁止されており、理容師・美容師の国家資格保持者が実施しなければなりません。
- **出張理美容に関する自治体要領の遵守:**出張理容・出張美容の対象は「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」等(理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条)であり、訪問理美容を行う際は、各都道府県および保健所が定める「出張理美容に関する衛生管理要領」に留意し、適切な届出のもとで業を行う必要があります。なお、令和8年3月26日付「出張理容・出張美容の対象等について」では、社会福祉施設等に入所又は通所する者であっても、自ら理容所又は美容所に行くことができる者は出張理容・出張美容の対象に含まれない旨が明確化されています。
- **皮膚や頭皮を傷つける行為の禁止と医療スタッフへの相談:**毛髪のカットやカラー、髭剃り補助等の際、頭皮や皮膚を傷つけたり、血を出したりするような行為(地肌に強い刺激を与える処置等)は行ってはなりません。万一、施術前に頭皮や顔面に明らかな皮膚疾患、化膿、傷(スキンテア等)が見られる場合や、カラー剤等によるアレルギー反応の兆候がある場合は、自身の判断で施術を強行せず、施設・在宅の看護師や医師等の医療従事者に状況を報告し、指示を仰ぐ(判断を委ねる)連携を徹底してください。
- **賠償責任の担保と管理体制:**訪問理美容サービス提供事業者は、万一の事故に備えて、損害賠償保険等へ加入することが望ましいです。また、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領では、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には管理理容師・管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であるとされています。なお、管理理容師・管理美容師の設置は、美容師(理容師)である従業者が常時2人以上となる美容所(理容所)を開設する場合に、当該施設ごとに義務づけられています(美容師法第12条の3・理容師法第11条の4)
- **施術環境の衛生管理と安全確保:**ハサミ等の刃物、電気機器、薬剤の管理を徹底し、認知症の利用者による誤飲・誤食や急な体動による誤傷を防止します。使用器具および電気シェーバーの刃は利用者ごとに洗浄・消毒(エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム等)を徹底し、交差感染を確実に防ぎます。

7. 教育・研修および認定制度との整合

本ガイドラインに定める内容は、介護美容従事者の教育・研修カリキュラムおよび認定制度の基盤となるものです。本協会では、介護美容従事者に対し以下のような研修要件と認定基準を設け、ガイドライン順守と技術・知識の担保を図ります。

- **基礎研修(講義):**介護美容に携わる者はまず関連法規・倫理および高齢者の身体的特徴についての知識を習得します。医師法・理容師法・美容師法など本ガイドラインで挙げた法令の概要、医行為と生活行為の線引き、感染症の基礎知識、加齢による心身

の変化(肌や爪の特徴、持病の留意点、認知症の理解など)を学習する機会を設けます。これにより、提供可能な施術範囲を正しく判断できる素養を身につけます。

- **技術研修(実技)**: ネイル・エステティック・フットケア・メイクサポート・訪問美容)それぞれの技能について実技研修を行います。具体的には、モデル人形や相モデル、実際の高齢者モデルを用いて、実働を想定した訓練をします。また、衛生管理(器具消毒、手袋の着脱、感染予防策)も実技を交えてトレーニングします。十分な技量習得のため、一定時間の実習とチェックリストによる技術到達度の評価を行います。
- **介護知識研修**: 高齢者に対する美容施術に必要な項目において、高齢者ケアの基礎も履修します。具体的には高齢者とのコミュニケーション、認知症ケアの基本などです。さらに、美容の技術だけでなくバイタルサインの基礎、移乗介助や体位交換の方法(美容施術時に安全確保するため)などの介護職員としての基礎能力も持つことで、現場で看護・介護スタッフとも連携しやすくなります。
- **修了認定と資格付与**: 研修課程を修了し、所定の筆記および実技試験に合格した者に対し、本協会の介護美容従事者認定資格(仮称: 介護美容検定など)を付与します。認定者はガイドラインを遵守し、安全かつ安心してサービス提供ができるものとして本協会に登録されます。資格証の交付などを行い、利用者や施設に対して信頼の証とします。
- **フォローアップ研修・継続教育**: 認定後も、定期的に技術向上・知識アップデートの機会を設けます。例えば年に1回のフォローアップ講習会を開催し、新しいエビデンス(介護美容の効果に関する研究結果等)の共有、感染症対策ガイドラインの改訂内容の周知、実践事例の発表・情報交換などを行います。また、必要に応じて感染症流行時の対応や新たな器具の安全な使い方等、適時研修も提供します。継続教育の履修状況により資格の更新要件(例: 3年ごとに講習〇時間)を定め、常に最新の知識・技術を持った人材であるよう維持します。
- **制度設計との整合**: 本ガイドラインで定めた範囲を逸脱する行為(違法行為や重大な事故)を行った場合、認定資格の剥奪や一定期間の業務停止等の処分規定も設けます。逆に、本ガイドラインに沿ったサービス提供が現場で評価され、利用者満足度やケア効果が高い場合は、認定者への表彰制度などインセンティブも検討します。認定制度全体を通じ、本ガイドラインの遵守と介護美容サービスの質の確保を図ります。

本協会は、以上のような研修・認定制度によってガイドラインの実効性を担保します。

ガイドラインは制度と一体となって運用されます。介護美容従事者はこのガイドラインを座右の書として常に参照し、自らの提供するケアが法的・倫理的に適切であり、高齢者にとって有益であることを確認し続けることが求められます。

研修を受けた介護美容従事者が増えることで、高齢者施設や在宅現場においても美容サービスが安心安全に導入・定着しやすくなります。本ガイドラインと研修・認定制度を整合させることで、介護美容サービスの普及と質の向上を両立させていきます。

附属書として、関連法令一覧を以下に示します。

附属書1: 関連法令・通知一覧

介護美容サービスに関連する主な法令および行政通知の一覧です。各法令の概要と美容ケアとの関係性を簡潔にまとめています。

- **医師法** - 「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定する法律(医師法第17条)。医行為に該当しない爪切り等の範囲に関する厚労省通知あり(平成17年7月26日医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知「医師法第17条等の解釈について」)。
- **理容師法** - 理容(頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること)を業とするには理容師免許が必要と定める法律(理容師法第6条)。
- **美容師法** - 美容(パーマ・ウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること)を業とするには美容師免許が必要と定める法律(美容師法第6条)。全身美容と美容師法上の「美容」との関係に関する通知(昭和42年2月16日環衛7030号厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)や、「美顔施術」に関する回答(昭和56年4月25日環指第77号)がある。まつ毛エクステ等は美容師免許を要する行為(平成20年3月7日健衛発第0307001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知等)。
- **あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(あはき法)** - あん摩マッサージ指圧師等の資格等を定める法律。医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許が必要。国家資格を持たない者が、疾患の治療や身体機能の回復、疲労回復(肩こりの解消等)を目的としてマッサージ・指圧等に類する行為を業として行うことは、法令(あはき法)違反となり処罰の対象となります。誤解を生じさせないよう、日常のサービス案内、広告、技術説明において、「マッサージ」「指圧」「揉みほぐし」等の医療や治療を連想させる文言は使用を禁止とし、「トリートメント」または「タッチケア」の表現に統一します。
- **医薬品医療機器等法(薬機法)** - 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器などの扱いに関する法律。エステサロン等で医療効果を標榜することも規制対象。介護美容では化粧品・雑品の範囲内で安全な製品のみ使用。
- **介護保険法および関連通知** - 本ガイドラインが定める美容関連施術は介護保険給付の対象外(全額自己負担)となり、施設内等で介護保険サービスと組み合わせ(同日に連続して、または時間枠内で)自費の美容ケアを提供する場合は、ケアプランや通所介護計画等に「保険外サービスを利用する」旨を適切に位置付け、サービスの同時提供(給付対象の身体介助を行いながら同時に自費美容施術を行う等)にならないよう、実務上のプロセスを厳格に区分・管理して提供する必要があります。
- **経済産業省 グレーゾーン解消制度回答(平成29年)** - 介護施設と業務提携する事業者が介護施設利用者に対してフットケアを提供することに関する照会に対する回答。利用者の身体のうち医師が治療の必要がないと判断した部位に対して、(1)「軽度のカーブ又は軽度の肥厚を有する爪について、爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること」、(2)「下腿と足部に医薬品ではない保湿クリームを塗布すること」、(3)「軽度の角質の肥厚を有する足部について、グラインダーで角質を除去すること」、(4)「足浴を実施すること」については、医師法第17条の規定に違反しない旨回答。本ガイドライン6.4項に反映。
- **厚生労働省・自治体感染症対策ガイドライン** - 新型コロナウイルス感染症に関する介護現場向けガイドライン等。理美容サービスにおける感染防止策(マスク着用、検温実施、消毒徹底、クラスター発生時の中止基準など)を提示。ガイドライン5.4項に反映。

※上記は2026年4月時点の情報に基づきます。法令・通知は改正される場合がありますので、適宜最新情報の確認をお願いします。

本ガイドラインおよび附属書の内容は、介護美容サービスの現場に即して随時見直しを行います。法令改正や新たな知見が得られた場合、適宜改訂版を発行し、関係者に周知いたします。介護美容従事者の皆様におかれましては、本ガイドラインを遵守しつつ、利用者本位の創意工夫を凝らしたサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

今後とも、日本介護美容協会は安心・安全で質の高い介護美容サービスの普及に取り組んでまいります。
